

第3章 衛生統計

1 人口動態統計

わが国の人口動態調査は、統計法による指定統計として実施されている。この調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市区町村長に届出された出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届出書から、人口動態調査令に基づいて各調査票を作成している。

人口動態統計は、この調査票をもとに、人口の動態事象を統計的に把握したもので、保健衛生行政を行っていく上で、重要な基礎資料としての役割をはたしている。

人口動態実数

※令和4年12月確定値(国調査票情報より)

年次	出生		死亡	乳児死亡(再掲)		周産期死亡	22週以降の死産		早期新生児死亡	死産		婚姻	離婚	自然増加
	出生	低体重児(再掲)		乳児死亡(再掲)	新生児死亡(再掲)		自然死産	人工死産						
元	2,415	203	1,990	3	1	12	11	1	75	30	45	2,570	512	425
2	2,290	182	2,026	5	3	5	3	2	40	21	19	2,117	459	264
3	2,096	195	2,203	2	1	5	4	1	46	21	25	1,880	446	-107

(1) 死亡統計 <健康推進課健康づくり係>

死亡原因の年次推移をみると、過去3年間の死因の12位まではほとんど同じである。

また、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病は、その合計が全体の死亡原因の約49.2%を占めている。

年次別主要死因

※令和4年12月確定値(国調査票情報より)

順位	元			2			3		
	死因	人数	構成比	死因	人数	構成比	死因	人数	構成比
1	悪性新生物	594	29.8%	悪性新生物	564	27.8%	悪性新生物	613	27.8%
2	心疾患	312	15.7%	心疾患	292	14.4%	心疾患	337	15.3%
3	老衰	203	10.2%	老衰	232	11.5%	老衰	276	12.5%
4	脳血管疾患	138	6.9%	脳血管疾患	138	6.8%	脳血管疾患	134	6.1%
5	肺炎	84	4.2%	肺炎	83	4.1%	肺炎	89	4.0%
6	不慮の事故	51	2.6%	不慮の事故	45	2.2%	不慮の事故	56	2.5%
7	大動脈瘤及び解離	42	2.1%	自殺	36	1.8%	自殺	38	1.7%
8	自殺	31	1.6%	大動脈瘤及び解離	34	1.7%	腎不全	33	1.5%
9	腎不全	29	1.5%	腎不全	32	1.6%	大動脈瘤及び解離	32	1.5%
10	肝疾患	24	1.2%	肝疾患	31	1.5%	肝疾患	25	1.1%
11	慢性閉塞性肺疾患	22	1.1%	慢性閉塞性肺疾患	22	1.1%	慢性閉塞性肺疾患	19	0.9%
12	糖尿病	12	0.6%	糖尿病	7	0.3%	糖尿病	16	0.7%
-	その他	448	22.5%	その他	510	25.2%	その他	535	24.4%
-	計	1,990	100.0%	計	2,026	100.0%	計	2,203	100.0%

2 その他の衛生統計 <健康推進課健康づくり係・生活衛生課医薬係>

調査の名称	目 的	期 日	調査対象	担 当
国民生活基礎調査 (基幹統計)	国民の保健、医療、年金、福祉、所得等、国民生活の基礎的事項を調査して、厚生行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。昭和61年を初年度として3年毎に大規模に、中間年には世帯の基本的事項及び所得について調査を実施。	6月2日	碑文谷一丁目20番、五本木一丁目27番、28番、下目黒一丁目8番39マンション雅叙園、緑ヶ丘二丁目10番	健康推進課
社会保障・人口問題基本調査／出生動向調査 (一般統計)	「出産・子育て」、「高齢者の扶養・介護」をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子化・高齢化の中で子育てや介護など将来の社会サービスを効率的に提供するための基礎資料を得ることを目的とする。平成5年から5年毎に実施。	7月1日	緑ヶ丘二丁目10番	健康推進課
患者調査 (基幹統計)	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。3年ごとに実施。		令和4年度は未実施	生活衛生課
医療施設調査 (基幹統計)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。			生活衛生課
	1 静態調査 3年毎に実施。		令和4年度は未実施	
	2 動態調査 調査対象となる届出の受理をした時。	毎月末	一般診療所 42 歯科診療所 21	
受療行動調査 (一般統計)	医療施設を利用する患者について受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。3年毎に実施。		令和4年度は未実施	生活衛生課
国民健康・栄養調査 (一般統計)	健康増進法に基づき実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進を総合的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	11月	碑文谷1丁目20番1～18	健康推進課